大分信用金庫

## 定期積金中途解約における一部適用利率相違のお詫び

平素は、大分信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、当金庫において、令和5年10月4日までに定期積金を中途解約された一部のお客様に誤った中途解約利率を適用して、利息を過少にお支払いしていることが判明しましたのでお知らせいたします。

つきましては、正しい中途解約利率を適用して再計算し、既にお支払いした利息との 差額をお支払いすることといたします。

お客様には、多大なご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げますと ともに、今後同様の事態が発生することのないよう管理態勢を強化し、再発防止に努め てまいります。

記

# 1. 発生の事象

中途解約時の適用利率について、当初契約時の利率に 60%を乗じた結果 (小数点第3位で切り捨て) が、普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用すべきところ、普通預金利率を適用せず計算していました。

## 2. 発生の原因

中途解約時におけるシステム設定に誤りがあったために発生いたしました。

#### 3. 本件事象により不足金が発生する事例(毎月掛金10,000円のケース)

(1)平成28年4月19日から令和5年10月4日の間に中途解約した場合

掛込月数	中途解約時掛込残高	正しい利息 (利率 0.001%)	誤った利息 (利率 0.000%)	差額
24 ヶ月	240,000 円	2 円	0 円	2 円
36 ヶ月	360,000 円	5 円	0 円	5 円

### (2)平成25年4月1日から平成28年4月19日の間に中途解約した場合

掛込月数	中途解約時	正しい利息	誤った利息	差額
1211/2/17/9/	掛込残高	(利率 0.02%)	(利率 0.01%)	
24 ヶ月	240,000 円	48 円	24 円	24 円
36 ヶ月	360,000 円	107 円	55 円	54 円

※事例はあくまで参考値となります。

## 4. お客様への対応

平成 25 年 4 月以降に中途解約され、利息のお支払いが不足していたお客様には、個別に連絡させていただき、法定利率(年 5%)で計算した遅延損害金も併せて、お支払いさせていただきます(該当口座数 3,597 口座、不足金合計 189,985 円、1 口座当たり平均 52.8 円)。

平成25年3月以前に中途解約された口座につきましては、お客様よりお問い合わせがあり次第、可能な限り調査を行い、対応させていただきます。その場合、帳票の保存年数が10年であるため、調査に時間を要することに加え、調査の結果、解約当時の資料を確認できない場合、お支払いできないこともありますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### <お問い合わせ先>

大分信用金庫

しんきん相談所 (0120-120-827)

受付時間:平日9:00~17:00

以上